

住宅部門における地域材の利用促進政策について

森林政策学研究室 佐次俊一

1. 研究の目的と方法

良好な森林を維持するためには、適正な伐採とその木材の需要先を確保することが必要である。しかし現在、地域材需要の4割を占める住宅部門は住宅ストックが過剰状態にあるため、地域材の需要拡大の政策が必要になる^(*)。

そこで本研究では、林野庁及び都道府県の地域材需要拡大施策の現状を、住宅への地域材利用促進施策の分析を通して明らかにすることを目的とする。さらに、地域材活用に意欲的に取り組む中小工務店の経営戦略について事例を挙げて分析する。これらを踏まえ、地域材販売促進対策の問題点とあるべき方向を明らかにする。

なお、本研究における『地域材』の定義は、「居住地からなるべく近接した流域内の森林より産出された木材」とする。また、ここでの流域とは流域管理システムに基づき区分けされた全国158ヶ所存在する流域と同義であるとする。

2. 地域材利用振興施策の現状

(1) 林野庁の地域材利用促進事業

林野庁は『地域材利用体制整備事業』として平成15年度予算に約4億円を設けている。助成方法は、補助金の形で国が一律に事業費の半額を負担し、事業内容によっては残りを地方自治体負担する場合もある。助成対象となる事業は、さらに以下の5項目に分類される。

- 1: 住宅における地域材新規需要開拓促進事業
- 2: 「顔の見える木材での家づくり」推進事業
- 3: 木とのふれあい促進事業
- 4: 地域木材産業活性化推進事業
- 5: 地域木材産業情報技術対策推進事業

これらのうち、住宅部門に強く関連するものは地域材利用対策事業(予算:276百万円の内数)森林所有者から住宅生産者までの地域材利用関係者が一体となって取り組む消費者が納得する家づくりや、新たな需要の開拓による地域

材利用を促進

「顔の見える木材での家づくり」推進事業(同80百万円)

地域材利用関係者の連携を一層促進するための情報提供の強化、長期間居住可能な住宅の資材及びその利用法に関する技術開発、消費者へのPRなど

住宅使用地域材性能把握事業(同21百万円)

地域材の性能(住宅の居室内における環境等)の把握及びその情報の普及

等が挙げられる。については平成15年度からの新規事業であり、地域材の利用促進に施策が目を向けだしたのは近年のことであるといえる。また、の詳細を見ると「地域の気候や風土に合った住宅モデルプラン作成」や「建築法規や消費者ニーズに精通した住宅生産者の活用」等、住宅のコンセプトまでを意識した施策が始まっていることが分かる。

(2) 都道府県の地域材利用促進事業

都道府県が単独で行っている地域材利用促進事業は、助成内容別に以下の4種類に分類できる。

- a: 住宅建設への直接的助成(融資・利子補給等)
- b: 県産材の普及啓発(PR事業・ブランド化)
- c: 木材の生産流通体制の整備
- d: 公共施設への木材利用

これを内容別に事業数を示すと図-1の通りである。なお内容が複数にわたる事業は重複して数えている。

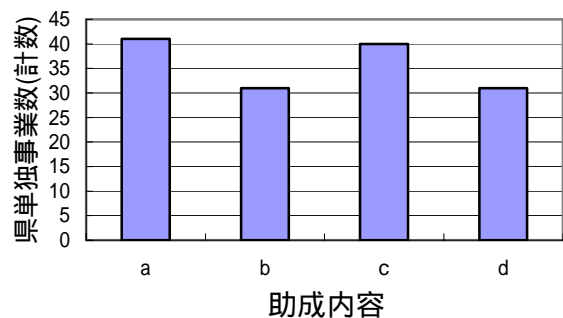


図1 助成内容別事業数

aは県産材の住宅部門の需要へ直接はたらきかけるものであり、b～dは間接的な助成であるといえる。aはほぼ全ての事業が住宅要件として新築・購入となっており、今後拡大が期待されるリフォーム事業への対応の遅れが見られる。また、県産材ないしそれに類する制約があり、このことは行政区画の枠を外れた範囲での地域材流通の制約となっていると考えられる。

3. 地域材活用型工務店の事例

～ 久留米市の西村工務店 ～

(1) 企業概要

- ・企業名：西村工務店（個人経営）
- ・資本金：4000万円程度
- ・従業員数：4名
- ・年間施工高：1億円程度（年間施工棟数：新築2～4棟、リフォーム1、2棟程）
- ・受注先：久留米市を中心として、田主丸町等の筑後地方圏域

(2) 建築履歴

「自然住宅」88年～98年にかけて3棟
「もりの家」99年～03年にかけて13棟

(3) 企業理念

- ・コンセプト：独自のコンセプト「もりの家」を定義している。「室内環境・地域環境・地球環境を悪化させない」という”環境”をキーワードにした家づくり。
- ・資材選択：構造材は主に大分県産スギ乾燥材
- ・資材仕入れ：大分県日田郡の第3セクター、トライウッドより産直形式
- ・部材依頼先の構成：横尾木工所（大分県日田）池尻製材所（田主丸町）等
- ・デザイン：設計・インテリアの専門家を抱えることで充実させている
- ・住宅の価格：坪単価50数万円程度
地域材を利用することが最初の目的ではなく、自分の理想とする住宅造りに必要な手段となっているのが特徴である。

(4) 地域材利用促進施策への対応

西村工務店は地域材利用促進施策に対しては利用していない。それは地域材の利用促進を目指しながら

ら県産材という制約があることに矛盾を感じており、制度の活用が制限されることやコンセプトにそぐわない等の問題があるからである。

事例：福岡県の場合

県単独事業としては以下の二つがある。

- ・「快適な住まいづくり推進補助事業（a）」
県内加工材使用等の要件を満たす住宅の施主に最大32万円の補助金
- ・「県産材乾燥システム開発促進事業（c）」
乾燥の普及を図るため製材工場等、乾燥材供給体制について整備経費の一部を負担する。

4. 総括

都道府県の単独事業のうち、住宅部門への助成は「県産材」という制約を受けているものがほとんどである。しかし、現実には住宅をつくるための地域材流通ネットワークは県域を越えている場合が多い。また、現在地域材を用いていない中小公務店にとっては、施工棟数の拡大が困難なため、地域材促進助成制度を活用しても手間が増えるだけで、利益には繋がらない。しかし工務店は需要拡大の中心的な存在であり、生産・流通体制整備の中でもっと重要な一翼を担うべきである。

地域材生産体制や地元下職等の育成のためには地産地消型の住宅コンセプトそのものへの助成が必要であり、その中でいかに住宅内容で差別化を図るかが需要拡大の焦点となってくるのではないかと。住宅供給体である工務店の地域材を活用した住宅建設への意欲を高め、他の住宅と比較して消費者が選択するような住宅づくりによって地域材需要に寄与することが出来ると思われる。

このような観点からの施策は現在始まりつつあるが、行政区域による制約やリフォーム等新たな需要への対応の遅れなど、地域材利用促進施策には改善すべき点があると思われる。

参考文献

- * 1 有馬孝禮「木材の住科学」(東京大学出版会、2003)